

仕様書

1. 目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、当センター又はセンターという）と受注者が、当センターにおけるウォーターサーバー賃貸借を円滑に実施することを目的とする。

2. 契約内容

(1) 契約名称

ウォーターサーバー賃貸借契約

(2) 履行場所

大阪府吹田市岸部新町6番1号

国立循環器病研究センター

(3) 契約期間

自 令和8年3月1日

至 令和11年2月28日

3. 調達の内容

(1) 調達の規模等

ウォーターサーバーのレンタル：18台 設置場所については別添1に記載

(2) 内容

契約の内容は、ウォーターサーバーのレンタル、の定期点検(簡易メンテナンス)とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

① ウォーターサーバーのレンタルについて

ア) 尺法は外形：幅500mm、奥行き600mm、高さ880mm以内であること。

イ) 給水方式は水道直結式であること。

ウ) 冷・温両方に対応できること。

② 定期点検(簡易メンテナンス)・保守管理について

ア) 点検及び浄水器フィルター交換を定期的に実施し、常に水を衛生的な状態に保つこと。

イ) 点検作業内容は部品洗浄、機械内部清掃、外観清掃、蛇口清掃、水の抽出確認作業、給水・排水の点検、排気口の点検を行うこと。

- ウ) 浄水器フィルターの交換は適切な交換時期に無償で行うこと。
- エ) 不具合が生じた場合はセンター依頼後、敏速に対応すること。
- オ) 発注者の使用上の責任によらない事由により故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うこと。必要に応じて、ウォーターサーバー本体及び部品の交換、機能確認または代替措置（新しいサーバーへ交換等）を行うこと。

4. 受託者の要件

- ① 業務の実施に当たっては、事前にセンターと十分に協議を行うこと。
- ② 令和8年3月1日までにはすべてのウォーターサーバーが使用できるような体制を整備すること。②を満たすため、必要に応じて前契約の受託者と調整を行い、令和8年3月1日からウォーターサーバーが使用できるようにするための計画書をセンターに提出すること。
- ③ 本契約（令和11年2月28日まで）終了前に次期契約の受託者との調整を行い、令和11年3月1日からすべてのウォーターサーバーが使用できるような体制を整備すること。
- ④ 本業務を実施する上で必要となる一切の費用を負担すること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載していない事項については、その都度、センター及び受託者の間で協議する。
- ② 業務の実施にあたっては、法令及び規則を遵守すること。